

令和5年7月5日

島根労働局長  
宮口真二様

島根県松江市御手船場町 557-7  
U A ゼンセン 島根県支部

支部長 島田 一 英

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県百貨店、総合スーパー業  
最低賃金改正の決定を下記のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県内において、百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粹持ち株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る）を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6カ月未満の者であって、技術習得中の者。
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者。

労働者の数 2,480 人

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

#### 3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



#### 4. 申し出の理由

申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 45.32%の合意をもって、法定最低賃金改正の決定を求めるものである。

#### 5. 添付書類

- (1) 機関決定の写し
- (2) 協定書および確認書
- (3) 申し出の合意書および委任状。
- (4) 島根県内における百貨店、総合スーパーの適用事業所数と労働者数および合意の効力のおよぶ労働者の範囲と人数を記した書面。
- (5) 疎明資料

以上

島根県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者の概数

および合意の効力のおよぶ労働者の範囲

1. 島根県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者の概数

産 業 小 分 類	事業所数	労働者数
百貨店、総合スーパー	20事業所	2,480人

2. 合意の効力のおよぶ労働者の範囲

下記3の人数 1,124人 (45.32%)

3. 最低賃金を改正することに合意し、申し出に係わる事項の一切を申請代表者に委任した団体の構成員の内訳(島根県内に限る)

団 体 名	労働者数
	1,124人
合 計	1,124人

以上

## 疎明資料

### 疎明資料 2—1

#### 島根県内における現行の地域別パート賃金(時間給)比較表

地 域	
島 根 県 内	905 円

### 疎明資料 2—2

#### 2023 年度の賃上げ状況

	正 社 員	パ ー ト 社 員		
	金 額	率	金 額	率
	15,061 円	5.03%	71.9 円	7.00%